

厚生労働省の主な取組について

平成25年3月26日
厚生労働省平成24年度
仕事と生活の調和関連予算
約9,335億円(※1、2)

※1 平成24年度補正予算含む。

平成25年度
仕事と生活の調和関連予算案
約7,870億円(※2)

※2 このほか、女性医師等就労支援事業等、所要の予算を計上。

1 就労による経済的自立支援

経済的自立が困難な者の就職支援

担当者制による職業相談・紹介から職業定着までの一貫した支援等を通じ、フリーター等の正規雇用化の推進等に取り組んだ。**【H25年度も継続】**

(実績)

- ハローワークの職業紹介により正規雇用に結び付いたフリーターの数
(平成24年度・平成24年12月末現在) 226,228人

2 健康で豊かな生活のための時間の確保

過重労働の解消等に向けた取組

長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間の設定の改善に向けた労使の自主的な取組の支援を行うとともに、過重労働による健康障害防止のための重点的な監督指導等を実施。

【H25年度は一部新規】

(実績)

- 労働時間等設定改善推進事業実施承認団体数(平成24年度) 12団体
- 職場意識改善計画認定件数(平成24年度) 396件

3 多様な働き方・生き方の選択

保育の充実

待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育(保育ママ)、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図った。**【H25年度は拡充】**

また、保育士の人材確保に向けて、平成24年度補正予算により、保育士確保施策の拡充、保育士の資格取得と継続雇用の強化、保育士の処遇改善等を実施。**【安心こども基金、新規・拡充】**

両立支援に関する雇用管理の改善

平成24年7月1日から従業員数100人以下の事業主を含め全面施行された改正育児・介護休業法について、その内容に沿った措置等の規定が適切に整備され、制度が普及・定着するよう、周知・徹底を図った。**【H25年度も継続】**

さらに、労働者の仕事と介護の両立を支援し、継続就業を促進するため、企業向けの仕事と介護の両立支援対応モデルを構築し、その周知を図るとともに、両立支援制度や仕事と介護の両立モデルなどを内容とする労働者向け事例集の作成等を行う。**【H25年度新規】**

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出等の促進を引き続き行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう、認定企業に対する税制上の優遇措置(※)も活用しながら周知・啓発を図った。**【H25年度も継続】**

※次世代育成対策推進法に基づく認定を受け「くるみん」を取得した企業に対し、一定の期間内に取得・新築・増改築をした建物などについて、認定を受けた事業年度に32%の割増償却をすることができる措置

(実績)

- 認定企業数(平成25年1月末時点) 1,422社

仕事と生活の調和の実現に向けた取組状況と今後の施策展開

1 平成 24 年度の取組状況

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた企業の取組の促進

- 過重労働の解消等のための働き方・休み方の見直し(1,127,884 千円)
労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を促進した。
(平成 24 年度実績(直近値))
 - ・労働時間等設定改善推進事業実施承認団体数 12 団体
 - ・職場意識改善計画認定件数 396 件
 - ・「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度」セミナー 全国 47 都道府県で開催
- 過重労働による健康障害防止に係る重点的な監督指導等の実施(311,367 千円)
長時間労働抑制のためにパンフレットの作成や事業主に対する集団指導、重点的な監督指導等を行った。
- バス、トラック、タクシーの自動車運転者の長時間労働抑制(97,189 千円)
自動車運転者に係る労働時間管理等に関し、使用者等に対する助言・指導、運輸事業の新規参入者に対する国土交通省と連携した労働基準関係法令等の講習等を行った。

(2) 企業における次世代育成支援対策の推進(22,597 千円)

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出等の促進を引き続き行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう、認定企業に対する税制上の優遇措置(※)も活用しながら周知・啓発を図った。

(平成 24 年度実績(直近値))

- ・ 企業の届出率(平成 25 年 2 月末日)

301 人以上の企業	97.5%
101 人以上 300 人以下の企業	97.2%
- ・ 認定企業数(平成 25 年 1 月末日) 1,422 社

※次世代育成対策推進法に基づく認定を受け「くるみん」を取得した企業に対し、一定の期間内に取得・新築・増改築をした建物などについて、認定を受けた事業年度に 32% の割増償却をすることができる措置

(3) 仕事と家庭の両立を図ることのできる環境整備の促進

- 改正育児・介護休業法の円滑な施行(83,232 千円)
改正育児・介護休業法の内容に沿った措置等の規定が適切に整備され、制度の普及・定着するよう、改正法の周知・徹底を図った。
なお、平成 24 年 7 月 1 日より、これまで適用が猶予されていた一部の制度(短時間勤務制度、所定外労働の制限、介護休暇)について従業員数 100 人以下の事業主にも適用されることとなり、改正育児・介護休業法が全面施行されることとなった。
- 両立支援に関する雇用管理の改善(9,011,385 千円)
両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、企業の両立支援の進捗状況に応じた取組みのポイントと様々な企業の具体的な取組み事例をまとめたベストプラクティスの普及等を引き続き行うとともに、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応

を行うため、雇用均等指導員(両立担当)(新規)を都道府県労働局に配置した。

また、両立支援に取り組む事業主への助成金を引き続き支給した。

- 男性の育児休業の取得促進・「イクメン」の周知(14,668千円)

育児を積極的にする男性(「イクメン」)を応援する「イクメンプロジェクト」を実施することにより、男性の育児休業取得促進を図った。

イクメンの星 19名選出

(公式サイト登録件数:平成25年1月25日現在)

- ・イクメン宣言登録者数 1,660件
- ・育児・育児休業体験談登録件数 536件
- ・イクメンサポーター宣言(個人)登録件数 433件
- ・イクメンサポーター宣言(企業・団体)登録数 508件

- マザーズハローワーク事業の拡充(2,291,768千円)

事業拠点の増設(168箇所→173箇所)等、マザーズハローワーク事業を拡充した。

(平成24年度実績(直近値))

担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数37,189人(24年度第3四半期の累計)

- 待機児童解消策の推進など保育の充実(430,409,859千円)

待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図った。

また、待機児童解消のための保育士の人材確保に向けて、平成24年度補正予算により、保育士確保施策の拡充、保育士の資格取得と継続雇用の強化、保育士の処遇改善等を実施する。

- 放課後児童健全育成事業等(30,764,938千円)

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図った。

(平成24年度実績(直近値))

放課後児童クラブの設置状況(平成24年5月1日現在) 全国 21,085箇所
登録児童数 851,949人

- 女性医師等就労支援事業(医療提供体制推進事業費補助金25,000,000千円)

各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言等を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図った。

(平成23年度実績)

補助自治体数 36都道府県

- 女性医師支援センター事業(163,060千円)

女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等を行うことにより、女性医師の再就業を支援。また、再就業における講習会等を開催し、女性医師の離職防止及び再就業支援を図った。

(平成23年度までの実績)

再就業成立件数 293件

- 病院内保育所運営事業(医療提供体制推進事業費補助金25,000,000千円の内数)

医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営の一部(人件費等)について補助を行った。

(平成23年度実績)

補助実績事業所数 1,268件

○ 安定的な介護保険制度の運営(2,403,300,000千円)

高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や、核家族化の進行など要介護者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとしての介護保険制度の安定的・効率的な運営のために、介護給付、地域支援事業等の実施に必要な経費を確保した。

(4) 先進企業の表彰や企業の取組の診断・点検の支援等

○ 均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門)(2,256千円)

仕事と育児・介護との両立支援のための取組について、他の模範ともいべき取組を推進している企業を表彰した。

【ファミリー・フレンドリー企業表彰】

○厚生労働大臣優良賞

曙ブレーキ工業株式会社(埼玉県)

東日本旅客鉄道株式会社(東京都)

【ファミリー・フレンドリー企業部門】

○厚生労働大臣優良賞

第一生命保険株式会社(東京都)

シャープ株式会社(大阪府)

○都道府県労働局長賞 20社

○ 両立支援総合サイトによる情報提供(39,019千円)

両立支援に関する情報を一元化した「両立支援総合サイト(両立支援のひろば)」を運用することにより、企業における「仕事と家庭の両立のしやすさ」が診断できる両立指標を広く普及し、各企業における自主的な取組を促進した。

(5) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進

(2,488,013千円)

パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助や事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援を行うとともに、均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給により、パートタイム労働者、有期契約労働者と正社員との均衡待遇の確保や正社員への転換の実現を一体的に推進した。

また、労働政策審議会でパートタイム労働者の公平な待遇の確保に向けた法制度の整備についての検討を行い、平成24年6月に建議がなされた。

さらに、短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、事業主への奨励金の支給による支援とともに、導入マニュアルの配布や導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供を行った。

(平成24年度実績(直近値))

雇用均等指導員(均衡推進担当)が支援した事業所数 5,085件(平成24年12月末現在)

(6) テレワークの普及促進等対策

○ 良好な在宅就業環境の確保(40,832千円)

在宅就業を良好な就業形態とするため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者及び発注者を対象とした支援事業を実施した。

○ テレワーク普及促進対策(31,082千円)

テレワーク相談センターにおける相談対応やテレワーク・セミナーの開催を通じ適正な労働条件下でのテレワークの普及を図った。

(平成 24 年度実績(直近値))

- ・テレワーク相談センター 相談件数：436 件（平成 25 年 1 月末日現在）
- ・テレワークセミナー 開催回数：2 回（開催場所：東京、大阪）
参加人数 306 人

(7) 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備(315, 510 千円)

企業が行う雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向上などの取組への支援を行った。

(8) 若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就業支援等

○ フリーター等の正規雇用化の推進(15, 180, 373 千円)

個別支援など専門的支援を中核として、助成制度の活用や職業訓練の活用促進等により、就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援を一層強化した。特に、大都市部には、その効果的な実施のための拠点を設置した。

(平成 24 年度実績(平成 24 年 12 月末日時点))

ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーターの数 226, 228 人

○ 母子家庭等対策総合支援事業(3, 646, 953 千円)

母子家庭の母等に対して、就業支援サービスや生活支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業等により自立支援を行った。

(平成 23 年度実績)

- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 相談件数：101, 536 件
就職件数：6, 644 件
- ・高等技能訓練促進費等事業 支給件数：10, 287 件
就職件数：2, 442 件

○ 非正規労働者総合支援事業(2, 996, 129 千円)

非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備のため、全国に「非正規労働者総合支援センター」及び「非正規労働者総合支援コーナー」を設置し、担当者制によるきめ細かな就職支援と生活支援を一体的に実施した。

(平成 24 年度実績(直近値))

正規就労支援プログラム開始者数 31,171 人(24 年度第 3 四半期までの累計)

(9) 高齢者の再就職支援や就業継続の支援・促進

○ 希望者全員の 65 歳までの雇用確保(4, 413, 478 千円)

公的年金支給開始年齢(報酬比例部分)の 65 歳への引上げが平成 25 年度から開始されることに伴い、65 歳まで希望者全員の雇用が確実に確保されるよう、雇用と年金を確実に接続させるための高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 78 号)の円滑な施行に向けた支援を行うとともに、定年を控えた高齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主への助成など企業の取組への必要な支援を行った。

○ 「70 歳まで働ける企業」の積極的普及(11, 116, 025 千円)

年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる生涯現役社会の実現を目指し、「70 歳まで働ける企業」の普及に向けた支援を行った。

○ 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大(12, 414, 379 千円)

シルバー人材センターの活用等により、定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保した。

(平成 23 年度実績(直近値))

シルバー人材センター 就業延人員数 67,785,779 人日

(10) 自己啓発や能力開発の取組支援

- 求職者支援制度による安定した就職の支援(147,924,821 千円)

雇用保険を受給できない求職者を対象に、民間教育訓練機関を活用して、技能・知識を身に付けるための職業訓練を無料で実施するとともに、訓練期間中に、訓練の受講を容易にするための給付金の支給を行う等により求職者の早期の就職を支援する「求職者支援制度」を実施した。

- 訓練情報提供等によるキャリア・コンサルティング及び訓練修了者に対する就職支援

(10,627,579 千円)

求職者支援制度による職業訓練等へあっせんするため、求職者に対する職業訓練関連情報の的確な提供、能力・適正を踏まえたキャリア・コンサルティング等を実施するとともに、訓練受講希望者に対するジョブ・カード交付関係業務及び訓練終了後の就職の実現に向けた担当者制によるマンツーマンの就職支援等を実施した。

- ・受講者数 118,697 人(平成 23 年 10 月～平成 24 年 11 月)

- ・就職率 基礎コース:73.2% 実践コース:74.9%

(平成 23 年度中に開始し、平成 24 年 7 月までに終了したコースの 3 カ月後の実績)

- 職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの充実(165,954,346 千円)

公共職業訓練及び求職者支援訓練の推進、職業能力評価制度の整備、キャリア・コンサルティング環境の整備を実施した。

(平成 23 年度実績(直近値))

- ・(離職者)施設内訓練受講者数 149,112 人

- ・在職者訓練受講者数 89,921 人

- ・学卒者訓練受講者数 20,012 人

- ・求職者支援訓練受講者数 50,758 人(平成 23 年 10 月～平成 24 年 3 月末までに開講したコースの実績)

- 若年者等に対する職業キャリアの支援(63,667,535 千円)

正社員経験の少ない若者を対象に、きめ細かなキャリア・コンサルティングや企業実習と座学を組み合わせた訓練を含む実践的な職業訓練の機会を提供し、訓練実施機関からの評価結果や職務経歴等をジョブ・カードに取りまとめて就職活動等に活用することにより安定的な雇用への移行等を促進する「ジョブ・カード制度」や、ニート等の若者の職業的自立を支援する地域若者サポートステーション事業等を実施した。

(平成 23 年度実績(直近値))

- ・ジョブ・カード取得者数 67.3 万人(平成 23 年度末までの累計)

- ・サポートステーション設置数 116 箇所

- ・のべ来所者数 380,524 人(平成 24 年 4 月～12 月末時点)

- 生涯キャリア形成支援の積極展開(9,120,123 千円)

職業能力開発に必要な費用の負担や職業能力開発のための休暇を付与することにより、従業員の自発的な職業能力開発を支援する制度を導入する事業主に対し、キャリア形成促進助成金を支給した。

(平成 23 年度実績(直近値))

- ・キャリア形成促進助成金の支給件数 18,144 件

○ 教育訓練給付の実施(5,668,493千円)

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給した。

(平成23年度実績(直近値))

・支給対象者数	122,248人
・支給金額	4,528,524千円

(11) メンタルヘルス対策の推進

○ 職場におけるメンタルヘルス対策の促進(1,491,481千円)

事業主に対するメンタルヘルス対策に関する総合相談、訪問支援の実施やメンタルヘルス不調者に対応できる人材育成など、メンタルヘルス対策支援センター事業等の効果的な実施により、職場におけるメンタルヘルス対策の一層の促進を図った。

(平成24年度実績(直近値))

事業場に対する訪問支援件数(平成24年4月～25年1月末) 27,353事業場

○ 地域産業保健事業(2,125,083千円)

産業医の選任が義務付けられていない小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国に地域産業保健センターを設置し、職場におけるストレスによる不調が疑われる者及び脳・心臓疾患のリスクの高い者に対する保健指導、長時間労働者に対する面接指導などを行った。

○ 外部専門機関の整備・育成等事業(18,702千円)

外部専門機関として産業保健活動を行う意向を有する医療機関等に対し研修を行うとともに、これらの外部専門機関を活用して労働者の健康管理等を行う事業場に対して意見聴取を行い、その有用性等について検証した。

(12) 治療と職業生活の両立支援の推進

○ 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会の実施

労働者、企業、産業医・産業保健スタッフ、医療機関など「治療と職業生活の両立等の支援」に関わる関係者や学識経験者を参集し、労働者の円滑な職場復帰や治療と就労との両立を図るため、関係者がそれぞれどのように対応し、連携を図るべきか、また、それを促進するための支援策の在り方について検討を行い、平成24年8月に報告書を取りまとめた。

2 平成 25 年度の取組予定(※平成 25 年度予算案により作成)

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた企業の取組の促進

- 過重労働の解消等のための働き方・休み方の見直し(956, 193 千円)
働き方・休み方改善コンサルタントの活用による計画的な助言・指導や、労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業等に対する助成などを行う。さらに、年次有給休暇については、①自主的に取り組む企業を支援するためのツールの開発、②地域の特性に応じた取組を図るための協議会の設置などにより、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた労使の自主的な取組の促進に努める。
- 過重労働による健康障害防止に係る重点的な監督指導等の実施(334, 394 千円)
長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、過重労働による健康障害を防止するため、パンフレットの作成、事業主に対する集団指導、長時間にわたる時間外労働が恒常的に行われ、過重労働による健康障害の発生が懸念される事業場に対する重点的な監督指導等を行う。
- バス、トラック、タクシーの自動車運転者の長時間労働抑制(123,204 千円)【基準】
運輸事業の新規参入者に対し、国土交通省と連携して、労働基準関係法令などの講習を行う。また、国土交通省との都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善などに係る情報・意見交換を行う。さらに、業界団体未加入の事業者を中心に、労働基準関係法令などの周知などを行う。

(2) 企業における次世代育成支援対策の推進(22, 136 千円)

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等の促進を引き続き行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう、認定企業に対する税制上の優遇措置も活用しながら周知・啓発に取り組む。

(3) 仕事と家庭の両立を図ることのできる環境整備の促進

- 改正育児・介護休業法の円滑な施行(62, 149 千円)
改正育児・介護休業法の周知・徹底により、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備促進を図る。
- 両立支援に関する雇用管理の改善(7, 170, 633 千円)
両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、企業の両立支援の進捗状況に応じた取組のポイントと様々な企業の具体的な取組事例をまとめたベストプラクティスの普及、両立支援に取り組む事業主への助成金の支給等を引き続き行うとともに、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行う。
また、労働者の仕事と介護の両立を支援し、継続就業を促進するため、企業向けの仕事と介護の両立支援対応モデルを構築し、その周知を図るとともに、両立支援制度や仕事と介護の両立モデルなどを内容とする労働者向け事例集の作成等を行う。
- 男性の育児休業の取得促進(15, 640 千円)
育児を積極的にする男性（「イクメン」）を応援する「イクメンプロジェクト」を実施することにより、男性の育児休業の取得促進を図る。
- マザーズハローワーク事業の拡充(2, 383, 312 千円)
事業拠点の増設(173 箇所→177 箇所)等、マザーズハローワーク事業を拡充する。
- 待機児童解消策の推進など保育の充実(461, 141, 756 千円)
待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育(保育ママ)(1 万人→1.3 万人)、延長保育(58.0 万人→60.2 万人)、休日・夜間保育(休日:10 万人→11 万人、夜間:224

箇所→252箇所)、病児・病後児保育(延べ143.7万人→171.8万人)などの充実を図る。

また、待機児童解消のための保育士の人材確保に向けて、平成24年度補正予算により、保育士確保施策の拡充、保育士の資格取得と継続雇用の強化、保育士の処遇改善等を実施する。

- 放課後児童健全育成事業等(31,576,311千円)
共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図る(放課後児童クラブの箇所数:26,310箇所→27,029箇所)。
 - 女性医師等就労支援事業(医療提供体制推進事業費補助金22,700,000千円の内数)
各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言等を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図る。
 - 女性医師支援センター事業(163,060千円)
女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等を行うことにより、女性医師の再就業を支援する。また、再就業における講習会等を開催し、女性医師の離職防止及び再就業支援を図る。
 - 病院内保育所運営事業(医療提供体制推進事業費補助金22,700,000千円の内数)
医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営の一部(人件費等)について補助を行う。
 - 安定的な介護保険制度の運営(2,554,000,000千円)
高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や、核家族化の進行など要介護者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとしての介護保険制度の安定的・効率的な運営のために、介護給付、地域支援事業等の実施に必要な経費を確保する。
- (4) 先進企業の表彰や企業の取組の診断・点検の支援
- 均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門)(2,256千円)
仕事と育児・介護との両立支援のための取組について、他の模範ともいべき取組を推進している。
 - 両立支援総合サイトによる情報提供(37,423千円)
両立支援に関する情報を一元化した「両立支援総合サイト(両立支援のひろば)」を運用することにより、企業における「仕事と家庭の両立のしやすさ」が診断できる両立指標を広く普及し、各企業における自主的な取組を促進する。
- (5) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進
(1,492,269千円)
- パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助や事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援を行うとともに、パートタイム労働者の活躍を推進する雇用管理改善の取組の普及促進を図るマニュアルや助成金の活用等により、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保や正社員への転換を推進する。また、労働政策審議会からの建議を踏まえ、パートタイム労働法制の整備を進める。
- さらに、短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、事業主に対して助成金を活用するほか、導入マニュアルの配布や導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供を行う。

(6) テレワークの普及促進等対策

- 良好な在宅就業環境の確保(40,520千円)
在宅就業を良好な就業形態とするため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者及び発注者を対象とした支援事業を実施する。
- テレワーク普及促進対策(26,731千円)
テレワーク相談センターにおける相談対応やテレワーク・セミナーの開催を通じ、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。

(7) 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備(288,622千円)

企業が行う雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向上などの取組への支援を行う。

(8) 若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就業支援等

- フリーター等の正規雇用化の推進(13,731,087千円)
個別支援など専門的支援を中核として、助成制度の活用や職業訓練の活用促進等により、就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援を一層強化する。
- 母子家庭等対策総合支援事業(9,733,852千円)
母子家庭の母等に対して、就業支援サービスや生活支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業等により自立支援を行う。
- 非正規労働者総合支援事業(2,094,045千円)
非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備のため、全国に「非正規労働者総合支援センター」及び「非正規労働者総合支援コーナー」を設置し、担当者制によるきめ細かな就職支援と生活支援を一体的に実施する。

(9) 高齢者の再就職支援や就業継続の支援・促進

- 年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労支援(10,073,822千円)
年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた支援を充実するとともに、高齢期にさしかかった段階で、高齢期の生き方を見つめ直すことを奨励するなど、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る運動を実施する。
- 高齢者などの再就職の援助・促進(3,620,342千円)
高齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に関する支援や担当者制による就労支援を実施するなど、再就職支援を充実・強化する。
- 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大(12,482,633千円)
シルバー人材センターの活用等により、定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。

(10) 自己啓発や能力開発の取組支援

- 求職者支援制度による安定した就職の支援(68,023,939千円)
雇用保険を受給できない求職者を対象に、民間教育訓練機関を活用して、技能・知識を身に付けるための職業訓練を無料で実施するとともに、訓練期間中に、訓練の受講を容易にするための給付金の支給を行う等により求職者の早期の就職を支援する「求職者支援制度」を実施する。

- 訓練情報提供等によるキャリア・コンサルティング及び就職支援実施費

(9, 113, 069 千円)

求職者支援制度による職業訓練等へあつせんするため、求職者に対する職業訓練関連情報の的確な提供、能力・適正を踏まえたキャリア・コンサルティング等を実施するとともに、訓練受講希望者に対するジョブ・カード交付関係業務及び訓練終了後の就職の実現に向けた担当者制によるマンツーマンの就職支援等を実施する。

- 職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの充実(133, 387, 813 千円)

公共職業訓練及び求職者支援訓練の推進、職業能力評価制度の整備、キャリア・コンサルティング環境の整備を実施する。

- 若年者等に対する職業キャリアの支援(1, 876, 844 千円)

ジョブ・カード制度、若者サポートステーション事業(116 箇所→160 箇所)等を実施する。

- 生涯キャリア形成支援の積極展開(8, 853, 337 千円)

職業能力開発に必要な費用の負担や職業能力開発のための休暇を付与することにより、従業員の自発的な職業能力開発を支援する制度を付与する事業主に対し、キャリア形成促進助成金を支給する。

- 教育訓練給付の実施(5, 107, 957 千円)

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給する。

(11) メンタルヘルス対策の推進

- 職場におけるメンタルヘルス対策の促進(861, 964 千円)

事業主に対するメンタルヘルス対策に関する総合相談、訪問支援の充実やメンタルヘルス不調者に対応できる人材育成の拡充など、メンタルヘルス対策支援事業等の効果的な実施により、職場におけるメンタルヘルス対策の一層の促進を図る。

- 地域産業保健事業(2, 230, 377 千円)

産業医の選任が義務付けられていない小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国に地域産業保健センターを設置し、職場におけるストレスによる不調が疑われる者及び脳・心臓疾患のリスクの高い者に対する保健指導、長時間労働者に対する面接指導などを行う。

- 外部専門機関選任事業(14, 717 千円)

外部専門機関における産業保健活動の実施状況等について調査を行うとともに、調査結果を踏まえて、外部専門機関運営・活動指針を作成し、これを周知するための研修を行う。

(12) 治療と職業生活の両立支援の推進

- 疾病を抱える労働者に対する就労継続支援(12, 713 千円)

疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立の支援を図るため、企業や医療機関向けの就労継続支援手引の作成等を行う。

- 長期にわたる治療などが必要な疾病を抱えた求職者に対する就職支援(27, 459 千円)

ハローワークと医療機関などとの連携体制の構築に向け、ハローワークに専門の就職支援ナビゲーターをモデル的に配置するなど、長期にわたる治療などが必要な疾病を抱えた求職者の就職支援を行う。